

令和元年度答申第38号
令和元年10月3日

諮問番号 令和元年度諮問第33号（令和元年9月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、平成29年1月16日から、認定職業訓練（B科。以下「本件訓練」という。）の受講を開始し、同日から同年2月15日まで、同月16日から同年3月15日まで、同月16日から同年4月15日まで及び同月16日から同年5月15日までの給付金支給単位期間について、各期間経過後に給付金支給を申請した。処分庁は、上記各期間について、審査請求人に対し給付金を支給する旨の決定をした。

（就職支援計画書、職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）、職業訓練受講給付金支給決定通知書）

(2) 平成29年5月16日から同年6月15日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）における審査請求人の受講状況は、以下のとおりであった。

ア 同年5月26日、本件訓練の1時限目及び2時限目を欠席し、3時限目に45分遅刻した。

イ 同年6月8日、本件訓練の3時限目に20分遅刻した。

ウ 同月13日、本件訓練の全部を欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

(3) 審査請求人は、平成29年6月19日、本件支給単位期間について、給付金支給の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

(4) 処分庁は、平成29年6月21日付けで、本件申請に係る給付金を支給しないことを決定し（この決定を、以下「本件不支給決定」という。）、
「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して、本件不支給決定の通知をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書、
職業訓練受講給付金支給状況（支給記録））

(5) 審査請求人は、本件不支給決定を不服として、平成29年9月19日付け審査請求書により、審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和元年9月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、平成29年6月8日の昼休み、コンビニエンスストアで、面接に必要な職務経歴書のプリントアウトを行おうとしたがうまくいかず、ヘルプデスクに電話で問い合わせたところ、違う窓口に戻されたり、質問に答えていたりしたことで、本件訓練の3時限目に20分程度遅れてしまった。審査請求人には発達障害があり、人とのコミュニケーション能力に乏しいため、午後の訓練に間に合うよう、電話のやりとりを打ち切ることができなかった。かかる事実関係からすれば、審査請求人の上記20分の遅刻による不受講は、「やむを得ない理由により受講しなかった」ものといえるから、本件不支給決定は、その判断の前提を誤り違法である。

(2) 行政法における一般原則である比例原則は、目的と手段の関係に係る原則であるが、①手段は目的に適合したものでなければならないという「目的適合性の原則」、②手段は目的達成に必要不可欠なものでなければならないという「必要性の原則」、③目的達成によって得る利益と犠牲（コスト）とを比較して、コストが利益を上回る場合には、目的達成自体を断念しなければならないという「均衡の原則」の3つの要請を含んでいる。特に、「必要性の原則」については、元来、手段は目的のために必要な最小限度において用いるべきという「過剰の禁止」を意味するものとされており、わずか20分の遅刻を理由として1か月分の給付金全額を不支給とするのは、明らかに

過剰な制裁であり、「必要性の原則」に違反している。

また、審査請求人は生活の糧を得るために受講の継続を断念して日払いのアルバイトをせざるを得なくなる等、本件不支給決定により審査請求人が被った犠牲は大きく、これは、求職者・失業者に必要な訓練を施してより安定した再就職先への就労を保障するという法の目的をも阻害する結果となっていることからすると、本件不支給決定は「均衡の原則」にも反している。

- (3) 本件不支給決定の通知書の理由欄には、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されており、いかなる具体的事実関係が不支給の理由として問題視されたのかも、不支給の理由が当該記載の一文目によるものなのか、二文目によるものなのか、当該記載自体からは分からない。さらに、いかなる法規が適用されて給付金が不支給となったのかも分からない。したがって、本件不支給決定の理由付記は、それ自体が不十分であって手続的にも違法である。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、同要領10042（2）へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。

また、認定職業訓練等の時限（コマ）ごとの出席については、求職者支援要領10042（ホ）において、「その時限（コマ）の全ての時間に参加していたことが必要であり、当該時限（コマ）に遅刻・早退等があった場合には、当該時限（コマ）は欠席したこととなる」とされている。

- 2 面接の必要書類の印刷は必ずしも訓練の昼休みに行く必要はなく、面接当日に書類不備による混乱を来さないように、2、3日前から準備を開始する等、遅刻を回避する手段を講じることは可能であった。また、処分庁は、訓練申込時や就職支援計画書交付時等に、やむを得ない理由のない欠席・遅刻・早退は不支給理由に該当するため注意するよう、丁寧かつ慎重に何度も説明を行ってきたところであるが、審査請求人自らの解釈により、訓練途中の遅刻は不支給の理由にならないという誤認識をしていた。以上から、当該遅刻はやむを得ない理由によるものとは認められない。
- 3 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、同決定は法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、同決定を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものと考ええる。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続

- (1) 本件審査請求がなされてから当審査会に諮問がなされるまでに約2年が経過しているが、その間の手続の経緯をみると、以下のとおりである。
 - ア 審査請求人は、平成29年9月26日、本件審査請求をし、処分庁は、同年11月24日付けで弁明書を提出した。
 - イ 審査請求人は、審理員に対して、同年12月20日付けで提出書類等の写しの交付請求をしたが、これに対して、審理員が、審査請求人に対して提出書類等の写しを交付したのは、約7か月後の平成30年7月27日であった。
 - ウ 審査請求人は、同年10月29日付けで反論書を提出したが、その後、処分庁は、平成31年2月28日付けで再度弁明書を提出した（諮問説明書によれば弁明書の差し替えとされている。）。その後、約6か月を経て審理員意見書が提出されている。
- (2) 以上の経緯をみるに、審査請求人に提出書類等の写しを交付するまでに約7か月、再度弁明書が提出されてから審理員意見書が提出されるまでに約6か月を要しており、これらの手続にこれだけの期間を要する事情があったとは思われない。審理員及び審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要が認められる。
- (3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性

(1) 本件不支給決定は、審査請求人が、平成29年5月16日から同年6月15日までの本件支給単位期間について給付金を申請（本件申請）したところ、支給要件のうち「当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」との要件が満たされていないとして、これを不支給としたものであるところ、本件支給単位期間中に審査請求人が欠席した同年5月26日、同年6月8日及び同月13日のうち、同月8日の欠席（3時限目の20分の遅刻）が「やむを得ない理由」によるものであるかが問題となっている。

(2) 審査請求人の欠席が「やむを得ない理由」によるものかについて

特定求職者の欠席が「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断については、厚生労働省は通達により求職者支援要領を定めており、同要領は、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため。」等の理由を掲げているが、これは、社会通念上欠席がやむを得ないと考えられるものを例示したものであり、「やむを得ない理由」がこれら例示されたものに限られないことは言うまでもない。現に処分庁は、審査請求人について、平成29年1月16日から同年2月15日までの給付金支給単位期間における弁護士事務所での打合せのための欠席（早退）を同要領の例示に準ずるものとして、「やむを得ない理由」による欠席と認めている。

審査請求人の平成29年6月8日の欠席（遅刻）の理由は、就職の面接に必要な書類の準備を当日の昼休みに行き、3時限目の開始に間に合わなかったというものであるが、これは、就職準備のためともいうことができ、求職者支援要領において、求人者との面接等の就職準備が「やむを得ない理由」の例として挙げられていることとの均衡からみても、当該書類を準備する必要性の高さや、これを当日の昼休みという限られた時間にあえて準備しなければならなかった緊急性等によっては、「やむを得ない理由」に当たるともいえない。

したがって、審査請求人の欠席が「やむを得ない理由」に当たるのかどうかについては、審査請求人が準備しようとした書類がいかなるものであったか、これを当日の昼休みに印刷して準備しようとした経緯等の具体的事実を確認し、これらの具体的事実を基礎として判断すべきことになる。

本件審査請求において、処分庁が「やむを得ない理由」に当たらないと

の判断をするに当たり、これらの事実を調査した形跡は見当たらない。審査庁は、諮問説明書において、面接の必要書類の印刷は必ずしも訓練当日の昼休みに行く必要はなかった等と述べるが、それは上記事実を確認した上で初めて出すことのできる結論である。本件不支給決定は、「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断に必要な具体的事実の調査をしないままに行われたものであり、この点において適法とはいえない。

(3) 本件不支給決定の通知書における理由の記載について

本件不支給決定の通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されており、そもそも本件支給単位期間中の3回の欠席のうち、どの欠席をもって不支給の理由としたのかすら、この記載自体からは不明である。また、審査請求人が主張するように、不支給の理由が上記記載の一文目によるものなのか、二文目によるものなのか、上記記載自体からは分からない。

そして、平成29年6月8日の欠席につき、いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきであるのに、これは全く示されていない。理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能と、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存することを踏まえて検討するに、本件不支給決定における理由提示の不備は看過できず、手続上の違法を構成するというべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史